

# 中山間地域所得確保推進事業 黒石産品オーストラリア販売セールス業務 特記仕様書

## 第1 業務名

中山間地域所得確保推進事業 黒石産品オーストラリア販売セールス業務

## 第2 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年2月28日（火）まで

## 第3 業務目的

農業生産上の条件不利地域である中山間地域では、農家の後継者不足や高齢化の進行に伴い、農業生産活動の継続が困難となっている。しかしながら、中山間地域の農業は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の面で重要な役割を担っている。また、コロナ禍により外食需要が激減していることにより、令和3年産米の概算金が過去最大の下落幅になるなど、農業所得の安定的な確保が求められている。自立した経済力の確立を目指すため、国内需要減少の対応策として、黒石産品のオーストラリアへの新たな海外販路開拓を図るため販売セールスを実施することを目的とする。

## 第4 業務場所

オーストラリア連邦国内

## 第5 業務内容

### (1) 対象製品

- ①ムツニシキ包装米飯 約400個
- ②牡丹そば乾麺、もしくは半生冷凍麺 約800個

### (2) 業務内容

- ①対象製品の通関手続き等及び現地までの輸送  
通関、検疫、放射線物質検査及びその他必要な書類の整備等の輸出に関わる諸手続きと、日本からの製品の輸送
- ②現地での対象製品のセールス
  - ・現地バイヤーとの商談機会の創出
  - ・サンプル品配布による商品フィードバック収集
  - ・その他、現地での食品小売事情、日本食品事情等の総合的な情報収集、現地における営業状況報告

### (3) 業務報告書の作成

本業務におけるセールスの結果をとりまとめ、業務報告書を作成する。

### (4) 経費の分担

黒石市	受注者
○対象製品の調達に係る費用 ○製品の日本国内輸送費	○日本からオーストラリアへの輸送費と、 輸送に係る諸手続きに係る費用 ○現地でのセールスに係る費用 ○報告書作成に係る費用 等

## 第6 業務実施体制

事業の実施にあたっては黒石市及び連携する市内事業者との協議・連絡調整など迅速に行うことができるよう体制を整えること。経費の執行については費用対効果を十分考慮し行うこと。

## 第7 業務実施状況の報告

受注者は事業の進捗について適宜黒石市に報告を行うこと。

## 第8 提出物

- (1) 主任担当者届
- (2) 業務完了届
- (3) 請求書
- (4) その他発注者が必要と認めたもの

## 第8 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- (1) 業務報告書
- (2) 業務報告書電子データ（CD-R等）

## 第9 支払条件等

原則として、支払いは、全作業終了後に発注者における所定の完了検査を受け、検査合格通知後に請求書をもって支払いとする。

## 第10 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 関係法令の遵守

受注者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

### (2) 業務の一括再委託の禁止

受注者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、黒石市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

### (3) 守秘義務

受注者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

## 第11 不当介入における通報義務

### (1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受注者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らし合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合はプロポーザル参加資格を停止することがある。

### (2) 妨害又は不当要求に起因する履行期間の延長請求

受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、黒石市に履行期間の延長変更を請求することができる。

## 第12 その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、黒石市と受注者の両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出すること。また、業務の実施にあたっては、黒石市と十分協議したうえで行うこととする。

以 上